

第4期津幡町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

2026(令和8)年8月
津幡町

目 次

1. はじめに

2. 背景

- (1) 気候変動の影響 2
- (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 2
- (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 3

3. これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要、目標達成状況

- (1) これまでの策定、改定の経緯 4
- (2) 第3期町計画期間の二酸化炭素排出量の推移及びその内訳と目標達成状況 5

4. 第4期津幡町地球温暖化防止実行計画策定にかかる基本的事項

- (1) 目的 6
- (2) 対象とする範囲 6
- (3) 対象とする温室効果ガス 7
- (4) 計画期間 7
- (5) 上位計画及び関連計画との位置付け 7

5. 温室効果ガスの排出状況

- (1) 温室効果ガスの排出量 8
- (2) 二酸化炭素の排出構成 8
- (3) 目標設定の考え方 10
- (4) 温室効果ガスの削減目標 10

6. 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針 11
- (2) 具体的な取組内容 11

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制 13
- (2) 点検・評価・見直し体制 15
- (3) 進捗状況の公表 15

参考資料

- 参考1 対象施設 16
- 参考2 二酸化炭素排出量の算定方法 17

1. はじめに

このたび、2030 年度までの津幡町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「(第 4 期 津幡町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編))」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、津幡町においても、令和 5 年 7 月の豪雨をはじめとする極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、石川県においても、「石川県再生可能エネルギー推進計画」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

津幡町においては、2016 年に第 5 次津幡町総合計画を策定し温暖化対策を進めてきており、2026 年 3 月に策定した第 6 次津幡町総合計画においても引き続き温暖化対策を進めてまいります。加えて、2022 年 6 月には、2050 年 CO₂ (二酸化炭素) 実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところで

す。
ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2026 年 8 月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2025 年 2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先し

て実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2025 年 3 月末時点においては 1,161 地方公共団体と加速度的に増加しています。

（３）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025 年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

3. これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要、目標達成状況

(1) これまでの策定、改定の経緯

津幡町では 2008 年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として 2012 年度までの 5 年間を計画期間とした「津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定しました。

計画では 2004 年度を基準年度とし、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、ハイドロフルオロカーボンの 4 種とすること、基準年度比で温室効果ガスの排出を 6%削減することを目標とすること、そしてそれを達成するための各種取り組みを定めました。しかし計画期間中の猛暑や集計数値の一部見直し、さらに対象施設の増加や建て替え等の設備更新などが影響したことで、基準年度比で 2.86%の増加となり目標の達成には至りませんでした。

その後、2014 年度に 2018 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下、「第 2 期町計画」といいます。）を策定しました。第 2 期町計画では、2012 年度を基準年度とすること、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素のみとし、基準年度比で 5%以上の削減を目標とすることを定め、それを実現するために①省エネルギー・省資源の推進、②廃棄物の減量とリサイクルの推進、③公用車の低燃費化の推進、④省エネルギー・CO₂排出削減につながる設備・機器導入等の推進、⑤再生可能エネルギー導入等の推進の 5 つを基本方針とし、具体的な取組を推進してきました。第 2 期町計画期間では、二酸化炭素総排出量に占める割合の大きい電気の使用、灯油の使用、廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出量が減少したことにより、基準年度比で 2,849.2t-CO₂、23.2%の削減となり、目標である 5%削減を大きく上回りました。

さらに、2021 年 8 月に 2021 年度から 2025 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 期津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下、「第 3 期町計画」といいます。）を策定しました。第 3 期町計画では、2013 年度を基準年度とすること、第 2 期と同様、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素のみとし、国の地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）の中期目標において地方公共団体が含まれる「業務その他部門」が 2030 年度において 2013 年度比で 51%の削減を掲げていることから、これに準じた削減目標として取組むこととし、第 3 期町計画の最終年度となる 2025 年度において基準年度比で 34%以上の削減を目標とすることを定めました。これを実現するために引き続き①電気使用量の抑制、②燃料使用量の抑制、③廃棄物の減量、④環境配慮の推進と、職員一人ひとりのエコ意識の向上を基本方針とし、具体的な取組を推進してきました。

(2) 第3期町計画期間の二酸化炭素排出量の推移及びその内訳と目標達成状況

基準年度の2013年度及び第3期町計画期間の二酸化炭素排出量の推移を以下にグラフ、表で示します。

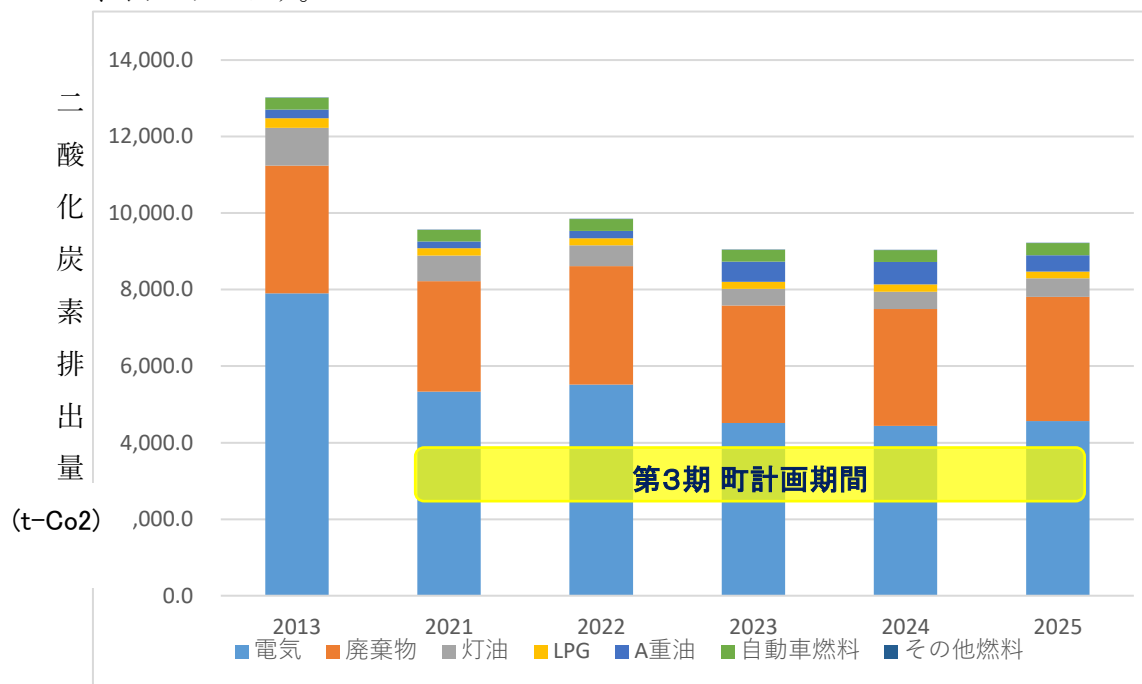


図1 二酸化炭素排出量とその内訳の推移(2021-2025)

(単位:t-CO₂)

	2013	2021	2022	2023	2024	2025
電気	7,903.0	5,338.7	5,519.4	4,516.8	4,442.5	4,542.5
廃棄物	3,336.0	2,884.1	3,091.8	3,068.2	3,047.4	3,248.1
灯油	992.2	669.6	543.9	434.6	458.8	482.3
LPG	247.8	193.5	183.6	183.6	185.9	179.5
A重油	225.5	174.9	197.4	532.3	586.2	424.2
自動車燃料	313.7	299.9	306.6	302.5	308.2	315.9
その他燃料	0.7	1.0	0.5	1.7	1.0	1.2
計	13,018.9	9,561.7	9,843.2	9,039.7	9,030.0	9,193.8

表1 活動量別の二酸化炭素排出量の推移(2021-2025)

第3期町計画期間では、基準年度の2013年度と比較して、二酸化炭素総排出量に占める割合の大きい電気の使用、灯油の使用、廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出量が減少する一方、自動車燃料の使用やA重油の使用などに由来する二酸化炭素排出量が増えています。特に電気の使用に係る二酸化炭素排出量の減少については、河北郡市クリーンセンターの余剰電力を活用して、庁舎及びその他の施設に非化石価値を活用し

たカーボンフリーの電気の供給により基準年度比で 3,360.5 t-CO₂、42.5%の削減となりました。

公用車の燃料についてはハイブリッド車や電気自動車の導入、町営バスの一部路線の廃止による削減があったものの、令和 6 年 12 月からオンデマンドバス・のるーと津幡運行開始による車両の追加に加え、令和 5 年 7 月の豪雨災害や令和 6 年の能登半島地震災害、大雪への対応に伴う公用車運行量の増加により、基準年度比で約 2.2 t、0.7%の微増となっています。灯油の燃焼に由来する二酸化炭素排出量は役場庁舎の改築に伴い、53.8%の大幅な削減となりましたが、A 重油の燃焼に由来する二酸化炭素排出量は住吉公園内に新たに整備された屋内温水プール・アザレアの完成等により 198.7 t-CO₂、88.1%の大幅な増となりました。第 3 期町計画期間中、町施設全体としては、3,825.1 t-CO₂、29.4%の削減となりました。

河北郡市クリーンセンターの余剰電力の活用により電気の使用による二酸化炭素排出量は大きく減少しましたが、国の求める 2030 年度において 2013 年度比で 51%の削減の達成は依然として極めて厳しい目標となっています。引き続き「第 4 期津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し二酸化炭素削減に努力していかなくてはなりません。

4. 第4期津幡町地球温暖化防止実行計画策定にかかる基本的事項

（1）目的

第 4 期津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下、「第 4 期町計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、津幡町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

津幡町が行う事業はその分野が広範囲にわたっていること、また、本庁舎、公立病院、文化会館、上下水道事業、小中学校、公立認定こども園など数多くの施設を保有し、その利用形態も多岐にわたっていることが特徴です。私たちが事業を実施したり、施設を使用したりするときには、多くの資源やエネルギーが消費されています。

第 4 期町計画は、世界共通の課題である地球温暖化問題に対し、津幡町が一事業所として実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源に関する取組を推進し、温室効果ガスの排出量削減に努めるとともに、自ら率先的な取組を行うことにより、津幡町の事業者・町民の模範となることを目的としています。

（２）対象とする範囲

第４期町計画の対象範囲は津幡町の施設における全ての事務・事業としますが、第３期町計画に引き続き、指定管理者により管理をしている施設は対象外とします。（ただし、排出量の推移は施設所有者の責務として把握していく必要があると考えるため、電気等のエネルギー使用量報告を指定管理者に要請することとします。）対象施設の詳細は参考資料を参照してください。

（３）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第２条第３項に掲げる７種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）以外のガスはわずかなため、第４期町計画で対象とする温室効果ガスは、第３期町計画までと同様、二酸化炭素（CO₂）のみとします。

（４）計画期間

第４期町計画の計画期間については、第３期町計画に引き続き２０３０年までの目標達成に向けて継続的に取組を進めていくことを踏まえ、第３期町計画２０２５年度の翌年２０２６年度から２０３０年度末までを計画期間とします。

（５）上位計画及び関連計画との位置付け

第４期町計画は、地球温暖化対策推進法第２１条第１項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第６次津幡町総合計画に即して策定します。

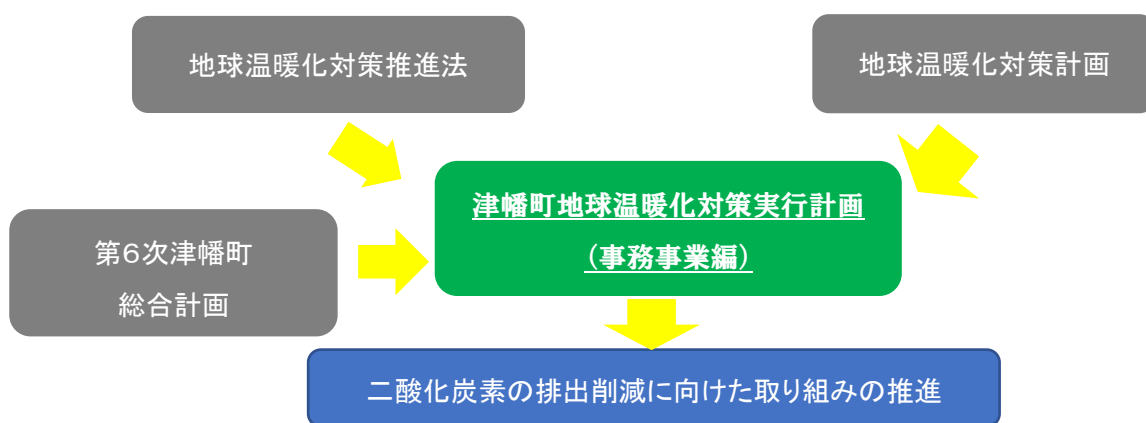


図２ 第４期津幡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け

5. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの排出量

本計画で対象の温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は、基準年度 2013 年度 8,197.7t-CO₂ となっており、以降、2019（令和元）年度までは概ね減少傾向を示していましたが、2020（令和 2）年度では前年度比で 10.6%（617.1t-CO₂）の増となりました。

この増の主な要因は電気、灯油の使用量が増えたことによるものですが、これは冬季の暖房用消費に起因するものと見られ、令和 3 年豪雪とされる記録的な大雪など特殊な気象状況が反映されたものと考えられます。

2021 年度以降、第 3 期町計画期間中は再び減少傾向が続き、2023（令和 5）年度では前年度比で 21.7%（1,258.2t-CO₂）減となり、第 3 期町計画の最終年度となる 2025（令和 7 年度）では、基準年度の 2013 年度比で目標の 34%削減を大きく上回る 42.6%

（3,492.7t-CO₂）の大幅な減となりました。主な要因は電気による二酸化炭素排出量の削減によるものであり、2023（令和 5）年度以降、河北郡市クリーンセンターの余剰電力を活用して、庁舎及びその他の施設に非化石価値を活用したカーボンフリーの電気の供給を受けたことによるものです。

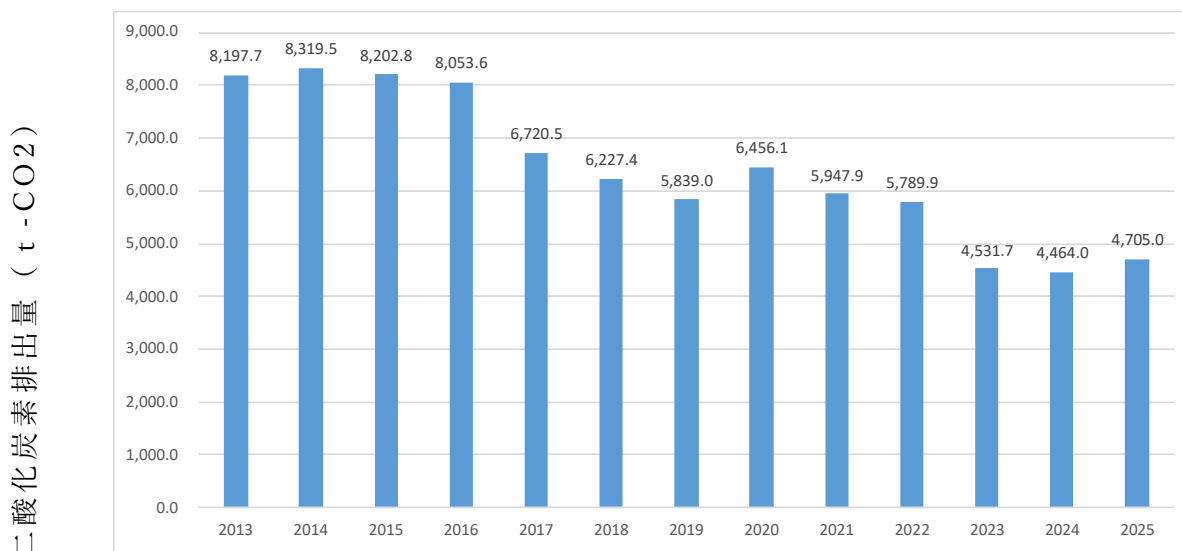


図3 2013(平成 25)年度以降の二酸化炭素総排出量の推移

(2) 二酸化炭素の排出構成

二酸化炭素の排出構成について直近の 2025（令和 7）年度実績を見てみると、施設別では、上下水道施設が全体の 46.4%を占め、次いで小中学校施設 18.7%、病院 14.1%、町役場庁舎 7.1%となっています。河北郡市クリーンセンターの余剰電力を活用したカーボンフリーの電気の供給を受ける役場庁舎、消防施設、小中学校等の施設は割合が低くなっています。

排出構成について 2025（令和 7）年度実績を見てみると、電気の使用が最も多く 82.1%と大半を占めますが、河北郡市クリーンセンターの余剰電力を活用したカーボンフリーの電気の供給を受けることでその割合は従前よりも下がっています。また、灯油と自動車燃料を合わせた上位 3 種で全体の 96.2%となり、これらを重点的に減らしていくことが重要です。

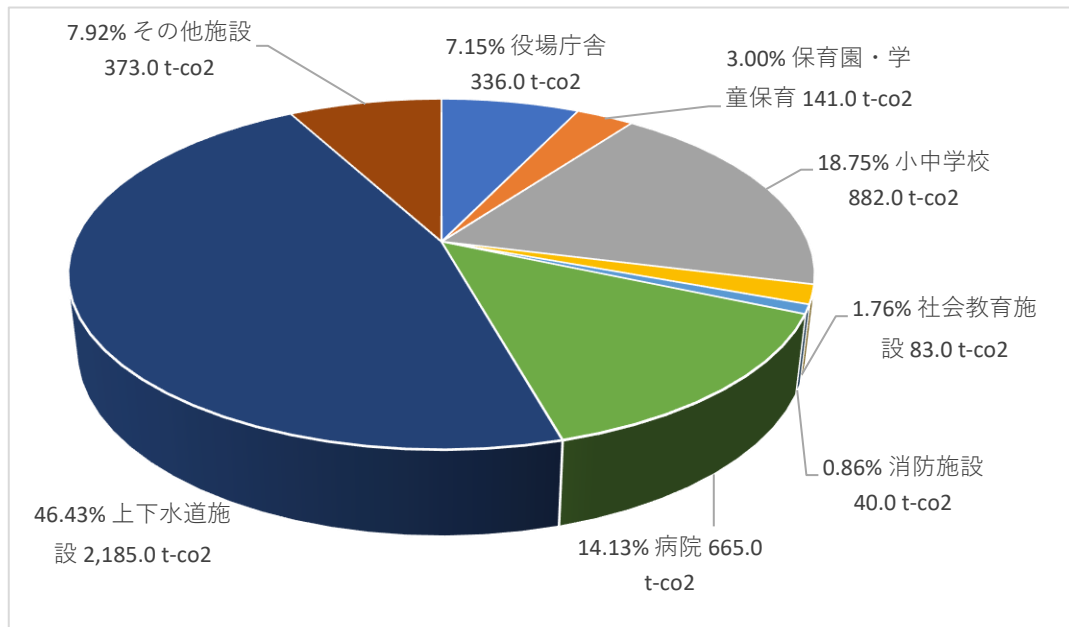


図4 2025(令和7年度の二酸化炭素排出構成(施設別)

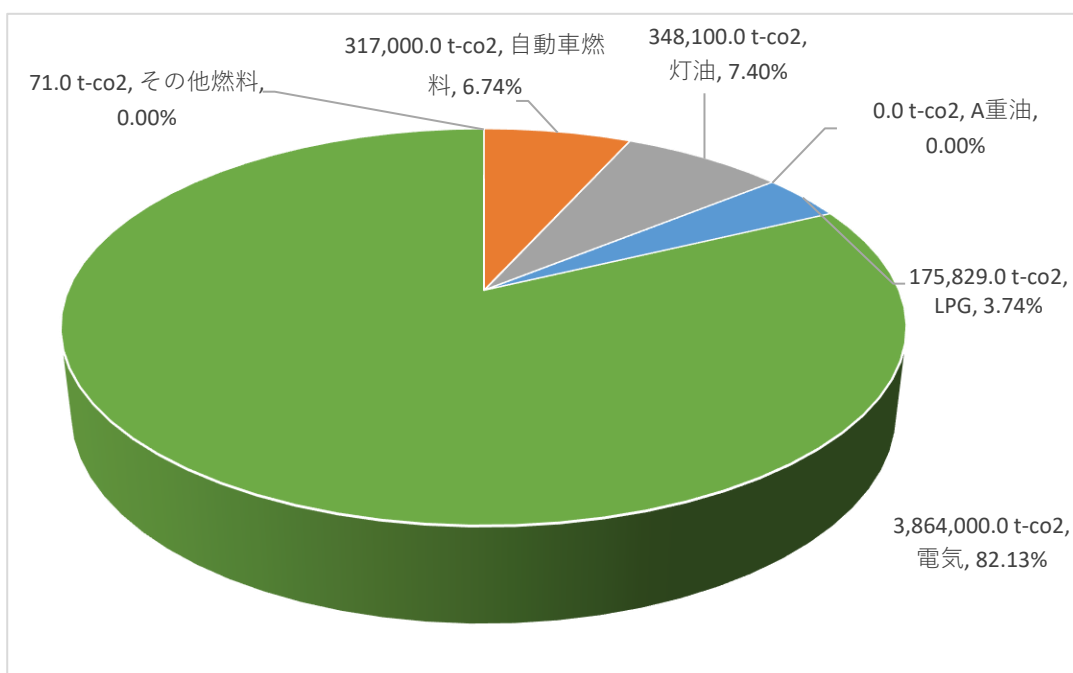


図5 2025(令和 7)年度の二酸化炭素排出構成

(3) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）の中期目標のうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」については2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度比で51%の削減を掲げています。第4期町計画においてはこれに準じた削減目標とし、その達成に向けた取組を展開します。

(4) 温室効果ガスの削減目標

津幡町の二酸化炭素の排出量は、2025（令和2）年度の時点で、2013（平成25）年度比42.6%（3,492.7t-CO₂）削減しています。

目標年度の2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で51%の削減を達成するにはさらに688.2t-CO₂削減となる4016.8t-CO₂に抑制することが必要です。

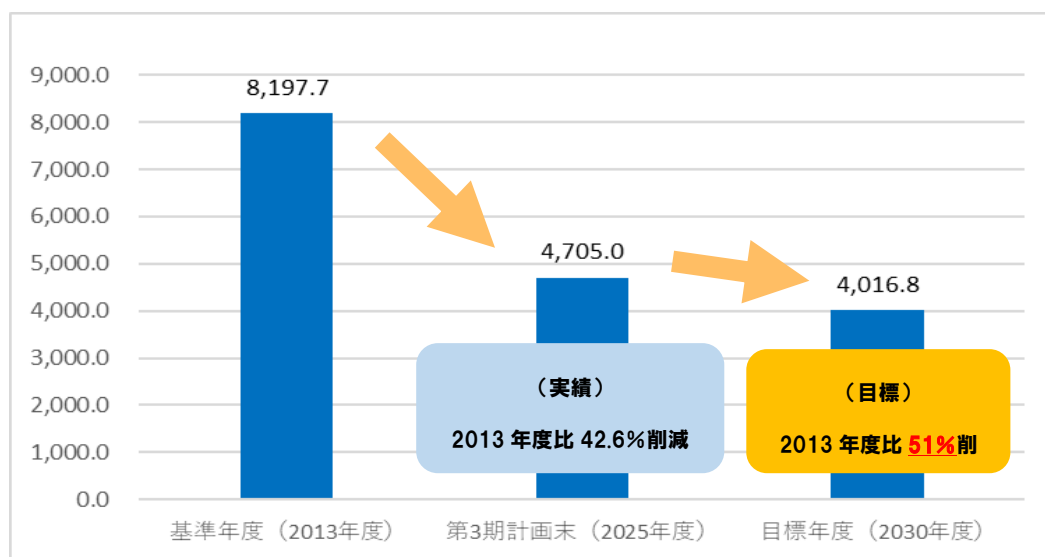


図6 二酸化炭素排出量の削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

当町の二酸化炭素の主な排出要因である電気使用量と、灯油をはじめとする燃料を減量することに取り組めます。また、廃棄物の減量は間接的に二酸化炭素排出量削減につながるため、引き続き抑制に努めるとともに、環境配慮の推進と、職員一人ひとりのエコ意識の向上にも取り組んでいきます。

(2) 具体的な取組内容

電気使用量の抑制

- ・ 昼休み時や勤務時間外には、業務に支障のない範囲で消灯する。
- ・ 使用していないエリアや会議室等の消灯を徹底する。
- ・ 会議や外出等長時間（90 分以上を目安）離席する際には、パソコンをシャットダウンする。また、短時間（10 分以上を目安）離席する際はスリープ（スタンバイ）状態にする。
- ・ 退庁時には、不要な OA 機器の電源を必ず切る。
- ・ エアコンの設定温度（冷房 28℃、暖房 20℃）の管理を徹底し、効率的な使用に努める。
- ・ 冷暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインド等を有効に利用する。
- ・ 「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行し、エアコンの過度な使用を控える。
- ・ 毎週水曜日のノー残業デーを徹底し、節電に努める。
- ・ 荷物の運搬等必要な場合を除き、エレベーターは使用せず階段を利用する。
- ・ 自動販売機の設置は必要最小限とし、更新時等は省エネ型に切り替える。
- ・ 各施設において電気使用状況を把握し、適正な使用が図られるよう点検する。
- ・ 道路照明灯や防犯灯を新設する際は、原則として LED 照明を設置する。
- ・ 町が管理する道路照明灯や防犯灯は、順次 LED 照明への転換を図る。
- ・ 公共施設の照明については、LED 照明や高効率照明、人感センサー等の導入を推進することとし、既存設備を含めた全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とすることを目指す。
- ・ 省エネルギー型の空調、給湯器、OA 機器の導入を推進する。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギー発電導入を促進する。

燃料使用量の抑制

- ・ 公用車購入の際は、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を率先して導入する。
電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。電気自動車やハイブリッド自

動車等の導入を検討するとともに、より燃費性能の優れた自動車を優先的に導入していく。

- ・近距離の場合は徒歩や自転車で移動する。
- ・各施設において燃料消費量・走行距離の把握や定期的な燃費確認等を実施し、適正な使用が図られるよう点検する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を検討する。

廃棄物の減量

- ・内部資料等は庁内 LAN や電子メールを活用し、ネットワーク上での共有を図る。
- ・送付文書や FAX 送信票等は、可能な限り省略する。
- ・使い捨て製品の購入、利用を控える。
- ・廃棄物の量を記録・点検し、発生抑制に努める。
- ・包装材や梱包材を再使用する。
- ・封筒類の再使用を徹底する。
- ・ごみの分別を徹底し、資源化を推進する。
- ・紙ごみ分別用ボックスの分別方法を統一する。
- ・資源ごみ保管場所を整理する。

環境配慮の推進と、職員一人ひとりの取組

- ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進する。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進める。
- ・街路灯・防犯灯の LED 化を推進する。
- ・新設する公共施設には、原則太陽光発電システムの導入を検討する。またその他の再生可能エネルギーについても積極的に導入を検討する。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するにあたっては、次のような役職・組織を設置し、省エネ法との整合性を図りながら全庁が主体的に取り組むこととする。

- ・地球温暖化防止管理統括者

町長を地球温暖化防止管理統括者とし、本計画の方針に関する指示・決定及び具体的な取組に関する指示・決定を、省エネ・地球温暖化防止推進の両面から行う。

- ・地球温暖化防止管理者

各部局に地球温暖化防止管理者を置き、各部局長がこれにあたる。なお、教育委員会においては教育長もこの役職にあたり、所管施設に係る取組方針や具体的な取組に関する指示・決定を行う。また、事務局を所管する担当部長は実行計画推進会議の委員長を兼任する。

- ・地球温暖化防止推進責任者

各課に地球温暖化防止推進責任者を置く。各課長がこれにあたり、単年度ごとに各所管施設における目標の設定等を行う。

- ・地球温暖化防止統括推進員

各課・施設に地球温暖化防止統括推進員を置く。係長級以上の職員から1名選出する。

- ・地球温暖化防止推進員

各課・各施設に地球温暖化防止推進員を1名置く。

- ・事務局

事務局は町民生活部生活環境課内に設置する。

役職・組織	該 当 者	役 割
地球温暖化防止管理統括者	町長（副町長）	・計画の変更・見直し等の指示 ・重点目標等の決定
		・経営的視点を踏まえた取組の企画・立案及び指示 ・取組状況等に関する意見・指示
地球温暖化防止管理者	教育長	・所管施設に係る取組方針の指示・決定 ・取組状況等に関する意見・指示
	部局長	・部局内における推進責任者に対する取組等の指示 ・部局内における取組及び目標達成状況の点検・評価
地球温暖化防止推進責任者	課長級	・課内推進体制の整備 ※課内の統括推進員と推進員の指名及び指導 ・課・担当施設職員に対する取組の周知徹底及び取組・目標達成状況の点検・評価 ・施設ごとの目標の設定
地球温暖化防止統括推進員	担当課長・主幹・副主幹・係長級から1名	・課、施設内職員等への取組に関する啓発・指導 ・取組及び目標達成状況の点検・評価 ・毎月報告書の作成・提出
地球温暖化防止推進員	各課・施設から1名	
事務局	町民生活部生活環境課	・実績のとりまとめ及び報告 ・情報の収集・提供 ・計画見直しの提案 ・計画の進捗状況等の公表

表 2 組織構成と役割

(2) 点検・評価・見直し体制

第3期町計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

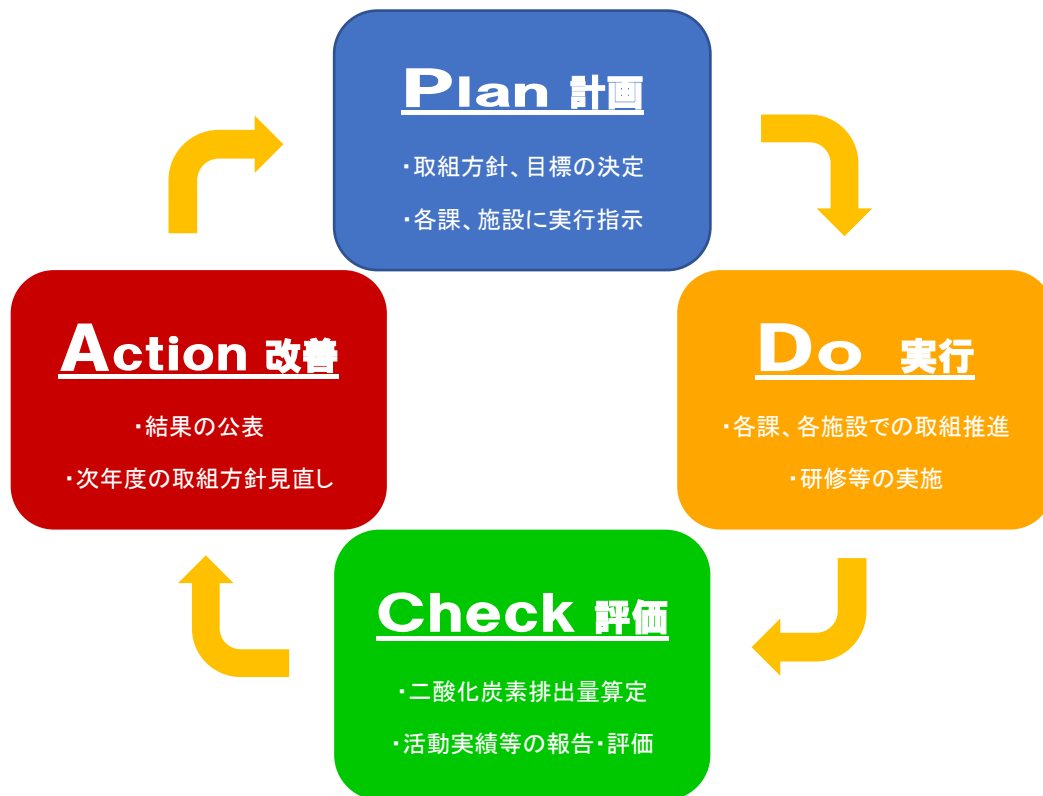


図7 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

第4期町計画の進捗状況は、津幡町の広報紙やホームページで公表します。

参考資料

参考1 対象施設

管理担当部・課	施設数	施設名
総務部 監理課	1	役場庁舎（福祉センター含む）
健康福祉部 子育て支援課	20	こども園(3)、学童施設(17)
健康福祉部 福祉課	2(1)	ウェルピア倉見、福祉教育プラザ
産業建設部 農林振興課	13(2)	倶利伽羅塾、笠野公園、水蓮ヶ池公園、領家農村公園、種けんこう広場、排水機場(7)、河合谷宿泊体験交流施設
産業建設部 都市建設課	9	中条公園、住吉公園、津幡中央公園、あがた公園、しらとり児童公園、地域公園、倶利伽羅源平の郷竹橋口、河合谷ふれあいパーク、龍ヶ峰城跡公園
産業建設部 商工観光課	3	ふれあい広場、倶利伽羅公園、大滝憩いの広場、
産業建設部 上下水道課	108	浄水場、浄化センター、上水道ポンプ配水池(17)、簡易水道施設(3)、公共下水道ポンプ場(51)、農業集落排水施設(35)
町民生活部 町民課	1	河合谷ふれあいセンター
町民生活部 生活環境課	7	御旅館橋公衆便所、鷹の松墓地公園、鷹の松南墓地公園、能瀬駅前広場、津幡駅前広場、本津幡駅前広場、中津幡駅前広場
教育部 学校教育課	11	小学校(9)、中学校(2)
教育部 生涯教育課	18(5)	文化会館、公民館(9)、総合体育館、運動公園体育館、屋内温水プール、津幡ふるさと歴史館、文化スポーツ交流館、津幡町艇庫、加茂遺跡広場、歴史民俗資料収蔵庫
河北中央病院 事務課	1	河北中央病院
消防本部	11	消防本部、コミュニティ防災センター(10)

※施設数の括弧内は指定管理者による管理の施設数で内数。

※アミかけは指定管理者による管理の施設。エネルギー使用量等の測定は実施するが、二酸化炭素総排出量には含めない。

参考2 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素の排出量は、「活動量」（電気、ガスの使用量など）に「排出係数」を乗じて求めます。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

電気

＝使用量（kWh）×北陸電力㈱が公表する年度ごとの電力排出係数（kg-CO₂/kWh）

灯油

＝使用量（L）×単位当たり CO₂排出量（2.49※kg-CO₂/L）

LPG

＝LPG 重量（kg）×単位当たり CO₂ 排出量（3.00※kg-CO₂/kg）

LPG 重量（kg）は使用量（m³）から換算。計算式は以下のとおり。

LPG 重量（kg）＝LPG 体積（m³）×1,000/458（kg/m³）

※1,000/458（kg/m³）は2.18として計算。また、ブタンとプロパンの混合比率については、「総合エネルギー統計」（経済産業省資源エネルギー庁）に記載されたLPガスの混合比率（プロパン7：ブタン3）と同一とみなしている。

A 重油

＝使用量（L）×単位当たり CO₂ 排出量（2.71※kg-CO₂/L）

自動車燃料

公用車に使用されたガソリンと軽油分からそれぞれ二酸化炭素排出量を算出しそれを足し合わせた量。

・ガソリン

＝公用車での使用量（L）×単位当たり CO₂排出量（2.32※kg-CO₂/L）

・軽油

＝公用車での使用量（L）×単位当たり CO₂排出量（2.62※kg-CO₂/L）

その他燃料

施設で使用されたガソリンと軽油分からそれぞれ二酸化炭素排出量を算出しそれを足し合わせた量。

・ガソリン

＝施設での使用量（L）×単位当たり CO₂排出量（2.32※kg-CO₂/L）

・軽油

＝施設での使用量（L）×単位当たり CO₂排出量（2.62※kg-CO₂/L）

※灯油、LPG、A 重油、ガソリン、軽油の各排出係数は、環境省が公表している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に掲載の値を使用している。